

第2部 競技会一般規則

第140条 (TR 2) 陸上競技場

陸上競技場のトラックや助走路の表面は、ランニングシューズのスパイクを受け止められるように堅固で均一とする。本連盟が主催、共催する競技会は、本連盟の公認に関する諸規程に合致した競技場で行う。

WA陸上競技施設マニュアルの基準を満たす堅固で均一な舗装材は、陸上競技において使用することができる。

〔国際〕 第1条1(a)に該当する屋外競技会は、WAクラス1の認定証を保持している施設のみで行われる。また、そのような施設が使えるのならば第1条1(b)~(j)に該当する屋外競技会も、この施設で行うことが望ましい。

いずれの場合も、第1条1(b)~(j)に該当する屋外競技会で使用しようとする競技施設は、WAクラス2の認定証が必要である。

〔注意〕 i 道路競歩、道路競技、クロスカントリー、マウンテン、トレイルコースについては第230条11、第240条2、第240条3、第250条1、2、3、第251条1、第252条1を参照すること。

ii 室内陸上競技施設については第211条を参照すること。

〔国際-注意〕

iii WA陸上競技施設マニュアルには、トラックの計測やマーキングに関する詳細な図を含め、トラックとフィールド施設の規格と建造に関する詳細かつ明確な仕様があり、WAのウェブサイトから入手できる。

iv 認証システムの手続きと同様に使用に際して認可申請および検査報告が求められる現行の標準書式は、WA事務局から、そしてWAのウェブサイトから入手できる。

第141条 (TR 3) 年齢と性別

年齢区分

1. この規則の下で行われる競技会は以下に示す年齢区分に分ける

か、競技会規定に追加で定めたり、各国陸連が定めた区分によって分けたりすることができる。

アンダー18 (U18) 男子・女子：競技会が行われる年の12月31日現在で16歳あるいは17歳の競技者

アンダー20 (U20) 男子・女子：競技会が行われる年の12月31日現在で18歳あるいは19歳の競技者

マスター男子・女子：35歳以上の男子・女子

〔国内〕 国内のユース、ジュニア競技会では年齢区分の下限は設けない。

〔注意〕 i マスター競技会に関する事項は、WAおよびWMAのカウンシルが承認したWA/WMAハンドブックを準用する。

ii 最低年齢を含む競技会への参加資格は、各競技会規程に従わなければならない。

2. 競技者が当該年齢区分に分類されるのであれば、本規則により当該年齢区分対象の競技会に出場する資格を持つ。競技者は有効なパスポートやその他競技会の規則によって承認された証拠書式を提示することで年齢の証明をしなければならない。そのような証拠を提出できなかったり、拒否したりした競技者は競技に参加することは許されない。

〔注意〕 第141条の規定に違反した場合の制裁措置については、第22条2 (Eligibility Rules) を参照すること。

規則第141条1は、特定の 방법으로年齢グループを定義しているが、どの年齢グループが適用されるのか、注(ii)によって想定される出場できる競技者の年齢の下限を定めるのは各競技会の規程である。

性別

3. この競技規則によって行われる競技会は、男子・女子・ユニバーサル（男女混合）に分類される。男女混合競技が競技場外で行われた場合、あるいは第147条に定めるものを例外として競技場内

で行われた場合、競技結果を発表またはその他の方法で男女別に示すべきである。ユニバーサル種目や競技会の結果は、一つの種目分類として取り扱う。

4. 生後から生涯を通じて常に男性として認められているか、第141条6(b)に該当し、WA規則及び諸規程の資格を有している者は、男性(またはユニバーサル)の競技に出場する資格がある
5. 生後から生涯を通じて常に女性として認められているか、第141条6(a)に該当し、WA規則及び諸規程の資格を有している者は、女性(またはユニバーサル)の競技に出場する資格がある。
6. 以下の資格を定める諸規程はカOUNシルが承認する。
 - (a) 男性から女性に転換を行ったトランスジェンダーの男子競技への参加資格
 - (b) 女性から男性に転換を行ったトランスジェンダーの女子競技への参加資格
 - (c) 性分化疾患を持つ女性の女子競技への参加資格諸規程に合致しない、あるいは拒否した競技者は競技に参加する資格を有しない。

[注意] 第141条の規定に違反した場合の制裁措置については、第22条2 (Eligibility Rules) を参照すること。

ユニバーサル競技会とは、男性と女性が同じチームに含まれているリレーやチームのイベントだけでなく、リザルトを男女別に分けることなしに男女が一緒に参加する競技も定義に含まれる。

第142条 (TR 4) 申し込み

1. 本連盟の規則によって行われる競技会では、参加申し込みは有資格競技者に限定される。
[参照 本連盟の規約のもとで競技する競技者の資格に関する規程]
2. 外国人が日本の競技会に出場する場合は、競技者の本国・地域の陸連の参加資格を持ち、同陸連の参加承認がなければ出場することは許されない(「国際競技会及び日本国内競技会と出場資格」第4条2)。国際競技会における競技者の参加資格は、技術代表に対し反対の申し出がない限りは受け入れられる。

〔参照 第146条1〕

同時申し込み

3. 競技者が、同時にトラック競技とフィールド競技あるいは2種目以上のフィールド競技に参加する時には、審判長は1ラウンドに一度、走高跳および棒高跳で各試技に一度、競技会に先立って決めた順序によらないで、その試技を許すことができる。もし、競技者がその後の特定の試技に不在の時、その試技時間が過ぎれば、パス扱いとなる。

〔注意〕 審判長は、フィールド競技の最終ラウンドで異なる順序で試技を行うことを認めてはならないが、それ以前のラウンドでは認めることができる。混成競技ではどのラウンドでも異なる順序で試技を行うことを認めることができる。

〔国内〕 走高跳および棒高跳においては、事前に申告し無効試技扱いとすることができる。

注意は、別の種目との重複出場のために、試技の最終ラウンド（試技のラウンド回数に関係なく）で競技者が違う順序で試行することを許可してはならないと解釈される。競技者が最終ラウンドの場におらず、それ以前にパスすることを表明していない場合、その競技者の試技に許される制限時間がカウントダウンされ、時間が経過する前に戻らなければ、パスとして記録される。〔180条18参照。どのラウンドであっても、代替試技が与えられた場合には、通常では試技順の変更は行われない〕。

参加の拒否

4. 〔国際〕第1条1(a)(b)(c)(f)に該当するすべての国際競技会において、つぎの競技者はリレーも含む当該競技会で実施される全種目（当該競技者が同時にエントリーし参加している他の種目も含む）に以後参加することが認められない。

(a) その種目に出場するという最終確認がなされていたにもかかわらず、出場しなかった競技者。

〔国際—注意〕 出場者を最終確認するために限定した時間が、あらかじめ発表されなければならない。

(b) その種目における以後の出場者を決める予選や準決勝等にお

いて資格を得たにもかかわらず、その後の競技をしなかった競技者。

(c) 誠実に全力を尽くして競技しなかった競技者。その判断は審判長が行い、公式記録で本件への言及がなされなければならない。

〔国際—注意〕 第142条4項(c)で想定される状況は、混成競技の個々の種目には適用されない。

第113条に基づいて任命された医事代表によって、あるいは、医事代表が任命されていない場合は主催者によって任命された医師によって診察され、診断書が提示された場合、その診断書は、出場の最終確認後または予選ラウンドで競技した後に競技できなくなった競技者が翌日以降行われる種目（混成競技の各種目は除く）で競技できると認める十分な理由とすることができる。

最終確認後、他の正当な理由（例えば競技者自身の行動と無関係の諸条件、具体的には公的交通手段のトラブルなど）は、技術代表によって同様に是認されることがある。

関連する審判長が、そのような状況に気づきし、レースを放棄した競技者が、誠意を尽くして競技していないと確信を持った場合には、この競技者について、該当するリザルト上で“DNF規則第142条4(c)”とする必要がある。審判長がそのような決定を下す過程、またはそれに起因する抗議を考慮したジュリーの検討の過程において、競技者や競技者に代わってチームから示された棄権や出場しなかった理由が考慮され得る。この規則は、医学的理由の場合に明確に従わなければならない過程を規定している。

招集所での参加の除外

5. 第142条4による追加的な処分を受ける際や、招集所に示された指定時間（第136条参照）に招集所にいない競技者は、以下の場合を除き、当該種目への参加から除外され、DNSとして記録される。

当該審判長は、抗議に対してすぐに判断できず「抗議中」として競技を行っている競技者も含め、競技への参加除外について

判断し、除外した場合は根拠となる競技規則を正式記録に明記しなければならない。

正当と認められる事由（例：競技者の責によらない公共交通機関のトラブルや招集所に掲載された時間の誤り）があり、それを審判長が認めた場合には、招集完了時刻の後でも競技者の競技への参加が認められることがある。

第143条 (TR 5) 服装、競技用靴、アスリートビブス

服 装

1. 競技者は清潔で、不快に思われないようにデザインされ仕立てられた服装を着用しなければならない。その布地は濡れてもすきとおらないものでなければならない。また、審判員の判定を妨げるような服装を着用してはならない。

〔国内〕 全国的な競技会でのリレー競走においては、チームの出場者は同一のユニフォームを着用する。

〔国際〕 第1条1(a)(b)(c)(f)(g)に該当する競技会と第1条1(d)(h)において加盟団体を代表する場合は、競技者はその加盟団体によって定められたユニフォームを着て参加しなければならない。

この規定は、表彰式および競技場内ビクトリーランの際にも適用する。

〔注意〕 本条は独特のヘアスタイルで参加している競技者を含め、「審判員の視界を妨げる懸念がある」との観点から広く解釈されるべきである。

競技用靴

2. 競技者は、裸足でも、また片足あるいは両足に靴を履いて競技をしてもよい。競技の時靴を履く目的は、足の保護安定とグラウンドをしっかり踏みつけるためである。靴は、競技者に不公平となる助力や利益を与えるものであってはならない。

靴はどのようなものであっても、陸上競技の普遍的精神に合致し合理的かつ無理なく入手できるものでなくてはならない。

この要件を満たすため、2020年4月30日以降、靴はいかなるものであっても、当該競技会の少なくとも4か月前には店舗また

はオンラインショップ等にて市販され、どの競技者でも購入が可能になっていなければ競技会では使用できない。この要件を満たさない靴はすべて試作品とみなされ、競技会では使用できない。

- (a) 本項に定められた基準を満たす靴を医療上の理由や芸術美的な観点から、個々の競技者に合わせて改良することは認められる。個々の競技者の足や要望に合わせて作られた靴は認められない。
- (b) WAはある種の靴または特定の技術が競技規則とその精神に反している可能性があると考えられる理由がある場合、詳細な調査のために靴または技術について問い合わせることができ、調査結果が判明するまではそのような靴または技術の使用を禁止することができる。

〔注意〕

- i 競技者がそれまでに国際競技会で使用したことの無い靴を履くことを検討する場合、国際競技会の少なくとも4か月前に、競技者（またはその代理人）はWAに対して、当該靴の仕様（サイズ、寸法、靴底厚、構造など）、使用する新しい靴を何らかの方法で改良しているかどうか、新しい靴の店舗またはオンラインショップでの市販状況等入手可能性に関する情報を提供しなければならない。この情報を確認した後、WAはさらに調査するために、靴のサンプルを製造元から提出するよう求めることができる。靴のさらなる調査が必要な場合、WAは合理的な努力を尽くして、可能な限り早く検査を完了する（可能であれば、WAが靴を受け取ってから30日以内）。

スパイクの数

3. 競技用靴の靴底および踵は、11本以内のスパイクを取りつけられる構造とする。11本以内であればスパイクは何本でもよい。
〔国内〕 靴底と踵には、スパイクの位置を変えることができるような装置は11カ所を超えてはならない。

スパイクの寸法

4. 競技用靴の靴底または踵から突出した部分のスパイクの長さは9mmを超えてはならない。また走高跳およびやり投の場合は、12mmを超えてはならない。スパイクは先端近くで、少なくとも長

さの半分は4mm四方の定規に適合するように作られていなければならない。トラックメーカーもしくは競技場管理者がより小さい寸法の上限を設けている場合は、これを適用する。

- [注意] i トラックの表面は、本条で認められるスパイクの使用が可能なものではない。
- ii クロスカントリーでは、競技会規定や技術代表によって、地面の状態によりスパイクのサイズを長くすることができる。

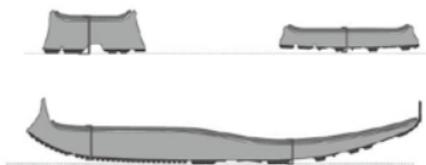
靴底と踵

5. 靴底または踵には、うね、ぎざぎざ、突起物などがあってもよいが、これらは、靴底本体と同一もしくは類似の材料で作られている場合に限る。

走高跳と走幅跳における靴底の厚さは13mm以内、走高跳の踵の厚さは19mm以内でなければならない。本条13項により、その他の種目における靴底と踵はどのような厚さでもさしつかえない。

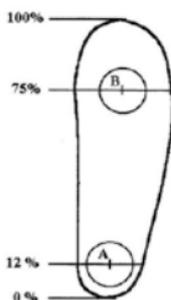
[注意]

- i . 靴底の厚さは、靴を履いていない状態で、前先の中心と踵の中心を、靴の内部にある靴底の最上部と靴の外部で地面に接する下面の間の距離として測定する。これには前述の構造、いかなる種類または形態の取り外し可能な中敷や用具や挿入物を含む。



- ii . 前足の中心は、靴の内部の長さの75%にある靴の中心点とする。踵の中心は、靴の内部の長さの12%にある靴の中心点とする。

標準的な事例としてユニセックスサイズ42 (EUR) (= 26cm) の場合、前足の中心は靴の内側の背面から約203mmの位置であり、踵の中心は靴の内側の背面から約32mmの位置である。



- iii. 本条で規定している靴底の最大厚は、標準的な事例としてユニセックスサイズ42 (EUR) (= 26cm) の靴底の厚さに基づいている。WAは標準的なサイズを超える靴には、同じメーカーと同じモデルの靴であっても標準サンプルサイズの靴よりも、わずかに靴底が厚いものが含まれる可能性があることを認識している。このようなわずかな厚みの差は、これらの規則が遵守されているかを確認するという目的においてはこだわらない。

競技用靴への仕掛け

6. 競技者は、靴の内側、外側を問わず、靴底の規定の厚さを増すような効果があったり、前項で述べたタイプの靴からは得られない利益を与えたりするような仕掛けをしてはならない。

アスリートビブス (ビブス)

7. 競技者は、競技中、胸と背にはっきり見えるように2枚のアスリートビブス (ビブス) をつけなければならない。跳躍競技の競技者は、胸または背につけるだけでもよい。アスリートビブス (ビブス) は、通常はプログラムに記載のものと同一番号でなければならない。競技の時トレーニングシャツを着る時は、同じ方法でその上につけなければならない。

アスリートビブス (ビブス) の一部または全部に、数字の代わりに競技者の名前またはその他の適切な識別記号を記載することが認められる。番号を記載する場合は、スタートリストもしくはプログラム上で各競技者に割り振られた番号を記載する。

8. いかなる競技会であろうと、競技者が自分のアスリートビブス

(ビブス) その他の標識を着用せずに参加することは一切認められない。

9. アスリートビブス (ビブス) は配布された形で着用しなければならない。切ったり折り畳んだりあるいはいかなる方法でも見えなくしてはならない。10,000m以上の競走・競歩競技においては、風通しをよくするためにアスリートビブス (ビブス) に穴をあけてもよいが、文字や数字の部分に穴があってはならない。

10. 写真判定装置を使用する競技会において、主催者は競技者のショーツまたは下半身の横に粘着性の腰ナンバー標識をつけることができる。

〔国内〕 i アスリートビブス (ビブス) は、各人に4枚を交付することが望ましい。

ii アスリートビブス (ビブス) の大きさは、横24cm以内×縦20cm以内とし、数字の大きさは縦最低6cm - 最高10cmとする。腰ナンバー標識は18cm×12cmを標準とする。

iii アスリートビブス (ビブス) 上部の広告 (スポンサー名) は、縦6cm以内、横24cm以内とする。

iv アスリートビブス (ビブス) の広告は、男女別に分けることができる。

v アスリートビブス (ビブス) の下部の大会名は、縦4cm以内とする。

vi アスリートビブス (ビブス) の広告を含め、競技者がアスリートビブス (ビブス) を切ったり、曲げたり、文字を隠したりした時は、出場停止にすることができる。

11. 競技者が本条の各規定に従わず、

(a) 審判長が従うよう命じてもその命令を拒否した場合、または

(b) そのまま競技に参加した場合、

当該競技者は失格とする。

不適合

12. WAによる更なる調査のため、審判長は競技者の使用している靴が競技規則とその精神を遵守していないと疑義を抱いた時には、試技終了時に競技者に対してその靴の提出を求めることができ、競技者は直ちに審判長へ靴を引き渡さなければならない。

但し、競技者が使用している靴が競技規則とその精神を遵守していないことがあらかじめ明らかにされている場合には、審判長は直ちに本条第11項に従って当該競技者を失格としなければならない。

本規則により靴が審判長に引き渡された後、当該競技者がその種目のその後のラウンドを継続する場合やその競技会での他の種目に出場する場合、審判長は当該競技者がそれぞれの種目で使用する靴が、規則に適合しているか確認しなければならない。

競技中に競技者が使用する靴をどのように、いつ、どのような条件で入手できるかは、審判長の裁量による。

猶予

13. WAによる書面での追加通知があるまで、競技会で使用される靴は

- (a) 本項(b)が遵守され、靴の全長または靴の長さの一部のみかどうかにかかわらず、炭素繊維または同様の特性を持つ、または同様の効果をもたらす別の材料で作られた複数の剛性プレートまたはブレードを含んではならない。
- (b) スパイクを靴の外側下面に取り付ける場合にのみ、1つの剛性プレートまたは他の機構を追加することができる。
- (c) 靴底は最大厚さ40mm以下でなければならない（スパイクを含む靴は、靴底の厚さは最大30mm以下でなければならない）。

〔注意〕

- i . 靴底の厚さの測定については本条5項参照。
- ii . 本項1号の「1つの剛性プレートまたはブレード」は、複数のパーツで構成される場合があるが、それらのパーツは、平行ではなく（例：個々のパーツは互いに上に積み重ねない）、1つの平面に連続して配置しなければならない。

規則第143条11は、規則第143条の条項いずれかに従わない場合の制裁を規定している。しかし、可能であれば、競技者がこれら規則に従わない場合、関連する競技役員は、規則を遵守することを進めるとともに、従わない場合、どのような結果を招くか競技者に助言すべきである。競技者が競技会中に規則の条項いずれかに従わず、競技役員が競技者に規

則遵守を要求することが現実的ではないなら失格とせざるを得ない。

出発係と（トラック種目と場外イベント担当の）監察員及び（フィールド種目担当の）審判員は、これらの事案を警戒し、明らかな違反があった場合には審判長に報告する責任がある。

第144条（TR 6） 競技者に対する助力

診察および助力

1. 診察、治療、理学治療は、主催者によって任命され、腕章、ベスト、その他の識別可能な服装を着用した公式の医療スタッフが競技区域内で、または、この目的のために医事代表もしくは技術代表の承認を得たチーム付き医療スタッフが競技区域外の所定の治療エリアで行うことができる。いずれの場合においても、競技の進行や競技者の試技の順序は遅らせないものとする。上記以外の他者によるこのような介助や手助けは、競技者がひとたび招集所を出た後は、競技開始前であろうと競技中であろうと、助力である。

〔国内〕

- i 転倒や意識混濁、疾病等により明らかに通常歩行や競技続行が困難となり、立ち止まりや横臥等の行動を行う競技者に対して、審判員や公式の医療スタッフが声掛けを行うことは、助力とは見なさない。声掛けを行った審判員や公式の医療スタッフは直ちに審判長または医師に状況を報告し、本人がなお競技続行の意思を持っていても、競技者の生命・身体保護の観点から審判長もしくは医師の判断で競技を中止させることができる。
- ii 当該選手が所属するチームスタッフから競技を中止させたいとの申し出があった場合、当該申し出を受けた審判員は直ちに審判長に報告し、競技者の生命・身体保護の観点から、本人がなお競技続行の意思を持っていても、審判長の判断で競技を中止させることができる。
- iii 転倒や意識混濁、疾病等により明らかに通常歩行や競技続行が困難となり、立ち止まりや横臥等の行動を行う競技者に対して、審判員や公式の医療スタッフが一時的に介護するため

に競技者の身体の一部に触れることは、助力とは見なさない。

〔注意〕 競技区域は、通常、柵などで物理的に仕切られているが、本条の解釈上、競技が行われ、競技者と関連規則・諸規程で認められた者のみが立ち入ることのできる区域と定義される。

2. 競技中、競技区域内で、助力を与えたり受けたりしている競技者は（第163条14、15、第230条10、第240条8の場合を含む）、審判長によって警告され、さらに助力を繰り返すとその競技者は失格になるということを勧告される。競技者がその種目から失格させられる場合、そのラウンドの記録は無効とするが、前の予選ラウンドの記録は有効とする。

〔注意〕 第144条3(a)に該当する場合は、警告なしで失格とすることができる。

〔注釈〕 第144条ならびに第145条でいうラウンドとは、予選や決勝などのことであり、走高跳、棒高跳でのある高さ、他のフィールド競技における試技回数とは異なる。

3. この規則の目的から下記については、助力とみなし許可しない。 ||

(a) 同一レースに参加していない者によってペースを得ること、周回遅れか、周回遅れになりそうな競技者がペースメーカーとして競技すること、あるいは（規則第144条4(d)で許されたものを除いて）あらゆる種類の技術的な装置によってペースを得ること。

(b) ビデオ装置、レコーダー、ラジオ、CDプレーヤー、トランシーバーや携帯電話もしくはそれらに類似した機器を競技区域内で所持または使用すること。 ||

(c) 第143条で認められた靴を除き、本規則で規定された用具では達成できない有利さを使用者に提供する装置の使用。

(d) 何らかの機械的補助を利用すること。ただし、そうした補助を使用していない他の競技者よりも有利にならないことを、その競技者が必然性のある理由で説明できる場合を除く。

(e) 当該競技に関係するしないにかかわらず、競技役員が助言またはその他の支援を提供すること（競技指導を行う、長さの跳躍種目で失敗を示す場合を除き踏切地点を示す、レースで時間

や距離差を教えるなど)。

(f) 転倒後、他の競技者から立ち上がることを手助けしてもらう以外に、前に進むための身体的な手助けを得ること。

4. この規則の目的から下記については、助力とはみなさず許可する。

(a) 競技区域外での競技者とコーチとのコミュニケーション。コミュニケーションを容易にするとともに、競技の進行の邪魔にならないよう、フィールド競技では、競技場所に近接した観客席の一角にコーチ席を設けることが望ましい。

〔注意〕 第230条10、第240条8に関与しないコーチや他の関係者は、この場所から競技者とコミュニケーションを取ることができる。

(b) 競技者が競技を行うため、または、すでに競技区域にいる競技者が競技を継続するために必要な、第144条1に定める診察、治療、理学治療。

(c) 身体保護及び医療目的のあらゆる身体保護具(例えば:包帯・絆創膏・ベルト・支持具、冷却機能付きリストバンド、携帯用酸素ボンベ等の呼吸補助具)。審判長は医事代表と協力して、それらが競技者に望ましい物であるかどうか、それぞれ確認をする権限を有する。〔第187条4および第187条5 参照〕

(d) 競技者本人が携帯もしくは着用して使用する心拍計、速度・距離計、ストライドセンサー、その他の類似の機器。ただし、他者との通信に使用不可能なものに限る。

(e) フィールド種目に出場している競技者が、当該競技者に代わり競技区域(第144条1〔注意〕参照)の外にいる者によって録画されたそれ以前の試技の映像を見ること。その録画再生機器や録画映像を競技区域内に持ち込むことは認められない。

(f) 指定された場所で、あるいは審判長が認めた場合に渡す帽子、手袋、靴や衣類。

(g) 競技役員や主催者によって任命された者による、立ち上がった後医療支援を受けたりするための身体的な手助け。

(h) 電子掲示や類似の器具による、関連する記録も含めた競技の経過時間の提示。

〔国内〕

- (a) 視覚障害者がトラック競技および道路競技に参加する場合のガイドランナーは助力とはみなさない。視覚障害競技者とガイドランナーについては国際パラリンピック委員会陸上競技規則に準ずる。
- (b) 聴覚障害者のスタートを補助するライトは、他の競技者よりも有利になる器械とはみなさず、使用を認める。

規則第144条は、近年、頻繁に変更がなされる項目である。なぜなら、陸上競技の実施方法の変化を反映するためであったり、コーチの役割を尊重するためであったり、技術革新や新たに開発された製品などに対応するためであったりといった理由からである。WAは、イベントや競技会で、新製品や新たな動きが共通の地位を得たなら、速やかにそれらに対応し続ける。

これらの規則の変更は、競技者の競技への参加を可能な限り容易にし、競技者/コーチと競技役員との間の不必要なめめ事を減らすよう考慮されている。本規則の各条項は、競技会が、誰にでも公平に行われることを常に保証しているという観点から解釈されるべきである。

しかし、規則第144条3(e)は、競技役員が自らの任務として決められている範囲を超えて競技者を援助すべきではないことを明確にしている。例として、競技役員が長さの跳躍で、無効試技だったときの痕跡位置を伝える目的以外に、踏切位置の詳細を競技者に教えるべきではないと具体的に記している。

第145条 (TR 7) 失 格

競技規則違反による失格の取扱い（第125条5、第162条5の非適用時）

1. 競技者が競技規則（第125条5あるいは第162条5の適用を除き）に違反をして失格させられれば、その種目の同じラウンドで達成した記録は無効とする。しかし、前の予選や準決勝までの記録は有効とする。

この違反による失格は、その競技会でのその後の参加を妨げるものではない。

競技規則違反による失格の取扱い（第125条5、第162条5の適用時）

2. 競技者が第125条5、第162条5により競技会から除外となった場合は、その種目で失格となる。2度目の警告が違う種目で行われた場合は2度目の種目で失格となる。その種目の同じラウンドで達成した記録は無効とする。しかし、前のラウンドまでの記録、またはそれまでに出場した他の種目や混成競技において当該種目の前までの記録は有効とする。

こうした失格により、混成競技における個々の種目、同時参加している他の種目およびリレー種目を含めて、その競技会における以後のすべての種目から除外される。

3. リレー・チームが第125条5により競技会から除外処分を受けた場合、そのチームは当該競技会では失格としなければならない。除外処分を受ける前のラウンドまでの記録は有効とする。この失格は当該リレー種目のみに適用されるもので、個々の選手は当該競技会の混成競技の個別種目への出場やリレー以外の個別種目への出場、リレー・チームもその後に行なわれる他のリレー種目への出場が妨げられるものではない。
4. 違反が重大であるとみなされた場合は、総務は不適格行為として本連盟に報告しなければならない。

〔国際〕 加盟団体への報告は競技会ディレクターが行う。

第146条 (TR 8) 抗議と上訴

1. 競技会に参加する競技者の資格に関する抗議は、競技会の開始前に総務になされなければならない。総務の決定に対し、ジュリーに上訴できる。競技会が始まるまでに解決しない場合は、その競技者は「抗議中」の状態での競技に参加することが許される。その抗議は、本連盟に付託しなければならない。
2. 競技の結果または競技実施に関する抗議は、その種目の結果の正式発表後30分以内に行わなければならない。主催者は記録発表の時刻を記録しておかななければならない。

〔国内〕 同一日につぎのラウンドが行われる競技では、その結果が正式に発表されてから15分以内に申し出なければ、なんら問題はなかったものとみなされる。

3. 競技の結果または行為に関するいかなる抗議も、競技者自身または代理人あるいはチームを公式に代表する者から審判長に対して口頭でなされなくてはならない。抗議に関連する種目の同じラウンドで競技している競技者またはチームに限り抗議することができる。公正な判定を下すために、審判長は自身が必要と考える利用可能な証拠（公式ビデオで撮影された映像や写真、またその他のあらゆる入手可能なビデオ映像証拠を含む）を考慮すべきである。審判長は、その抗議に結論を下すことも、 Jury に付託することもできる。もし審判長が結論を下したとしても、 Jury に上訴することができる。

〔国際〕 抗議に関連する種目の同じラウンドで競技している（または、チーム得点対抗の競技会で競技している）競技者またはチームに限り抗議（あるいは上訴）することができる。

審判長がその場にいない、あるいは参加できない場合の抗議は、テクニカルインフォメーションセンターを通して行うべきである。

4. 〔国際〕トラック種目で、

(a) 不正スタートを告げられたことに対して直ちに口頭で抗議をした場合、トラック審判長は、不正スタートであったと少しでも確信が持てないとき、その権利を留保するために自分の裁量で、抗議中として競技者が競技することを許可できる。WA が承認したスタート・インフォメーション・システムにより不正スタートの判定が下された場合、当該競技者は競技を継続することはできない。ただし、スタート・インフォメーション・システムが明らかに不正確であると審判長が判断した場合はこの限りでない。

(b) レース後の抗議は、スターターが不正スタートであったにもかかわらずリコール（呼び戻し）できなかった場合、または第162条5の行為があったにもかかわらずスタートの中止ができなかったことを理由に行われる。その抗議はそのレースを走り終えた競技者本人、またはその競技者の代理者からのみ行うことができる。抗議が認められる場合、当該不正スタートまたは本来スタート中止を招くはずだった行為を行い、第162条5、

第162条7、第162条8、第200条8(c)の警告または失格の対象となった競技者は、レース後であっても警告または失格処分を受ける。警告または失格処分の可能性のあるなしにかかわらず、審判長は、当該種目の全部または一部の競技を無効とする権限を有し、かかる全部または一部の競技をやり直すことが公正であると審判長が判断した場合は再レースを行う。

〔国際－注意〕 第146条4(b)における抗議および上告の権利は、スタート・インフォメーション・システムが使われている、いないに拘わらず適用される。

- (c) 不正スタートとして誤って競技から除外された競技者による抗議や上訴がレースの後に認められた場合、記録を残すために走る機会が与えられる。その結果によっては、次のラウンドに進むことができる。

審判長かジュリーの何らかの決定か特別な状況（例：次ラウンドまでの時間が短かすぎたり、レースの間隔が短すぎるような場合）でない限り、いかなる競技者も全ラウンドで競技をしないで次のラウンドに進むことはできない。

〔国際－注意〕 この規則は審判長やジュリーが適用するのがふさわしいと考えた時に適用することができる。〔参照 第163条2〕

- (d) レースを終了しなかった競技者またはチームによって、あるいはそれらに代わって関係者から抗議がなされた場合、審判長は最初に、当該競技者またはチームがその競技会で当該抗議以外の他の事由によって失格となっていないか確認しなければならない。失格となっている場合は、その抗議は却下されなければならない。

スタート審判長が、不正スタートを課せられた競技者による現地での口頭抗議を裁定するときは、利用可能なすべてのデータを考慮しなければならない。競技者の抗議が妥当である可能性がある場合に限り、競技者は抗議中（Under Protest）の立場で競技することが許される。そのレース後、審判長により最終決定がなされなくてはならないが、その決定に対し競技者がジュリーに上訴することが可能である。しかし、誤解のないようすべきであるが、不正スタートが、正常に動作している SIS によって感知

された場合、及びその競技者に不正スタートの責任があることが視覚的に明らかであり、抗議を認める理由がない場合には、抗議中の立場で競技することを認めてはならない。

これらの規則は、スターターが不正スタートを呼び戻せず走らせてしまった場合だけでなく、スターターが（不適切行為等があったにもかかわらず）適切にスタートを中止できず走らせてしまった場合にも適用される。どちらの場合も、審判長は、それぞれの事案に関わるすべての要素を考慮し、レース（全員またはその一部人数で）を再度実施する必要があるかどうかを判断する必要がある。

極端な状況の2つの例を挙げると、フィニッシュした競技者が、不正スタートしたにもかかわらずリコール（呼び戻し）がなかったとしても、マラソンでは再レースは論理的ではないし、不要である。しかし、短距離種目で不正スタートしたにもかかわらずリコール（呼び戻し）がなかったことで他の競技者のスタートやレースに影響を与えた場合は、再レースを不要とは言えない。

一方、予選において、あるいは混成競技のレースにおいて、スターターが不正スタートを呼び戻せず走らせてしまったか、スターターが（不適切行為等があったにもかかわらず）適切にスタートを中止できず走らせてしまったことで、1人もしくはそれ以上の競技者が不利益を被ったことが明らかの場合、審判長は、被害を被った競技者だけに再レースの機会を与えるという決定をすることができる。その場合、進出条件も決定できる。

規則146条4(c)は、競技者が間違っ不正スタートを課せられ、レースから除外されてしまった状況を想定している。

5. [国際] フィールド種目で、もし競技者が無効試技と判定されたことに対し、ただちに口頭の抗議を行った場合、審判長は疑義があると考えたら、該当する事項を保全するためにその試技を計測、記録させることができる。

(a) 距離を競う競技種目において、もし抗議に該当する試技が、8人を超える競技者が競技する前半の3ラウンドで発生した場合で、抗議あるいはそれに続く上訴が支持された場合に限り、その競技者はそれ以降のいかなるラウンドへ進むことができる。

(b) 高さを競う競技においては、その抗議あるいはそれに続く上訴が支持された場合に限り、次の高さに進むことができる。審判長は、無効試技の判定に少しでも確信が持てないとき、関連するすべての権利を保全するため、抗議中として競技者に競技継続を認めても良い。

審判長が、自身の肉眼による監察、またはビデオ審判長から受け取った助言により、審判員の判定が正しいと確信している場合、競技者が抗議中として競技を継続することを許されない。

しかし、現場での口頭抗議の対象である試技の測定（距離の保全）を命じるかどうかを検討するにあたり、

(a) 審判長は、ルールの明確な違反があった場合、例えば、走幅跳で、問題の選手が粘土板に明瞭な痕跡を残していたり、投てき種目で、投てき物が角度線の明らかに外側に落下した場合には、記録の保全をすべきではない。

(b) 審判長は、多少でも判定に疑念がある場合には常に（競技会の進行を遅らせることなく直ちに）記録の保全をおこなうべきである。

ピンまたはプリズムを持った落下域担当の審判員が、（投てき種目で投てき物が完全に角度線外に落下した場合を除き）旗を持った審判員が赤旗を上げるのを見たとしても、着地点の痕跡をどんな時でも（記録の保全に備えて）常にマークしているとき、この規則が十分に理解されているといえる。

競技者による現場での口頭抗議だけでなく、旗を持った審判員が誤って、または偶発的に、間違えた色の旗を上げてしまう可能性もある。

6. 抗議対象となった競技の成績や当該競技者が抗議中として競技した結果得られた成績は、審判長がこれを有効と認める判断を下すか、上訴が行われ Jury がその主張を認めた場合に限り、有効となる。

〔国際〕 フィールド競技において、口頭抗議が認められるか認められないにかかわらず、抗議中として競技を行なった競技者がいて、抗議が認められれば競技を続けることができないはずの別の競技者も競技を続けることが認められた場合、抗議

中扱いの競技者の記録が裁定によって有効になったとしても、競技継続が認められた競技者の記録や最終成績は有効となる。

規則第146条6は、フィールド種目だけでなく、すべての種目に適用となる。しかしフィールド種目で、競技者が抗議中として競技をした結果、抗議が認められれば競技の継続がかなわないはずの別の競技者も、競技を続けることが認められた場合、仮に抗議中扱いだった記録が裁定により有効となったとしても、その競技者の記録とリザルト有効となる。

7. ジュリーに上訴する場合は次のいずれかの時点から30分以内とする。

(a) 審判長の裁定により当該種目の結果が変更された場合は、その結果が公式に発表されたとき。

(b) 結果が変更されなかった場合は、抗議者に対してその旨の通知が行われたとき。

上訴は競技者、競技者の代理人、またはチームの代表者によって署名された文書で、預託金10,000円（国際競技会では100米ドルまたは相当額）を添えなければならない。この預託金は、上訴が受け入れられなかった場合は没収される。上訴に関連する種目の同じラウンドで競技している競技者またはチームに限り上訴することができる。

〔国内〕 同一日につきのラウンドが行われる競技では、ジュリーへの上訴は審判長の裁定から15分以内とする。

〔国際—注意〕 当該審判長は抗議に対する裁定を下した後、直ちにT I Cに対して裁定の時刻を通知しなければならない。審判長が当該チーム・競技者に対して口頭で裁定を知らせることができなかった場合は、T I Cで訂正された結果もしくは裁定結果を掲示した時刻をもって、公式発表が行われた時刻とする。

8. ジュリーは、審判長の決定をジュリーが十分に支持している場合を除き、当該審判長やすべての関係者から聞き取りをしないでならない。もしジュリーが納得できない場合は、他の証

拠についても考慮する。もし、入手可能なあらゆるビデオ記録を含む証拠でも結論が出ない場合は、審判長あるいは競歩審判員主任の裁定が支持される。

9. ジュリーは、新たに決定的な証拠が提示された場合、新たな決定に変更可能な状況であれば決定を再考しても良い。

決定の再考は通常その種目の表彰の前までに行われるものとする。ただし、所管する加盟団体が、その後であっても状況が許されると判断する場合はその限りではない。

ある特定の状況において、審判員（規則第126条2）、審判長（規則第125条6）およびジュリー（規則第146.9）は、そうすることが依然として適用可能で実用的であるなら、それぞれが、決定を再考できる。

10. [国際] 競技規則でカバーできない点に関する決定は、ジュリーの議長からWA事務総長へ報告しなければならない。

11. ジュリーの決定（上訴審判員をおかない競技会や、上訴がジュリーにまで上がらなかった場合においては、審判長の決定）が最終のものであり、スポーツ仲裁裁判所に対するものを含めて、更なる上訴の権利はない。

[国内] 1 抗議の文書は別掲の形式に準ずる（記入例：陸上競技審判ハンドブック参照）。

- 2 ジュリーをおく競技会における上訴の文書は、総務または抗議の手続きについての任務を有する総務員に提出し、審判長を経てジュリーに回付する。

第147条 (TR 9) 男女混合の競技

1. 加盟団体の規則が適用されていれば、男女が一緒に競うリレーや男女混合チームで行う競技、男女が一つのカテゴリーで行う種目などの男女混合競技を行うことができる。
2. 第147条1以外のその他の競技会で競技場内のみで行う競技では、男女混合の種目は通常では認めない。しかしながら、第1条1(a)~(c)(f)以外の競技会においては、以下の混合競技を認めることがある。第1条1(d)(e)(g)~(j)の競技会では、常にフィールド競

技と以下(a)に述べる状況であれば、所管する地域陸連の特別な許可により混合競技を認める。

(a) 競技場内で行う5000m以上の競技で、男女のいずれかまたは男女ともに男女別に競技を実施するのに十分な人数がそろわず、男女別々での実施が非効率的である場合。競技結果には男女の別を表示しなければならない。こうした競技では、いかなる場合でも、他の性別の競技者がペースメイクをしたり、助力をしたりするような行為は許されない。

〔国内〕 男女のいずれかが8名以内で男女の合計が30名以内の場合にのみ、混合で実施することを認める。

(b) フィールド競技では、男女が同時に同じ場所で同じ種目を行うことができる。その際には、記録用紙は男女別々に作成しなければならない。男女混合で同一種目を行う場合、各ラウンドは一つの性別の競技者全員を先に行ないその後別の性別の競技者全員が行うことも、それぞれの性別の競技者が交互に行うこともできる。第180条17（試技時間）の目的から、男子・女子に分けてではなく、全競技者の人数で試技時間を考えなければならない。高さを競う跳躍競技が男女混合として一か所で行われる場合には、事前に公表されている当該競技全体に適用されるバーの上げ幅も含めて、第181条～第183条は厳格に適用されなければならない。

規則第147条2の目的は、フィールド競技の実施を促進することであり、より長い種目の場合に1人または2人の少年の選手が入場した場合に5000m以上のレースで行われる（すなわち、10,000m以上）、タイムテーブルの制約により、別々のレースをプログラムすることが困難になる。この規則の目的は、女性競技者が、男性競技者と競技する機会を提供することにより、潜在的により良い記録が出せる環境を作り出すことではない。誤解を防ぐために補足すると、フィールド種目、5000m以上のレースでの混合競技会は、

(a) すべての国内大会で認められ、適用可能な連盟の規則のみに従う。

〔地域陸連からの追加の許可は必要ない。〕

(b) 規則第1条1(i)および(j)に基づいて開催される競技会において、

関連する地域陸連によって特別に許可されている場合に認められる。

- (c) 規則第1条1(a)から(h)に基づいて開催される競技では認められない。

高さの跳躍の男女混合競技の場合、規則第181条から第183条までを厳格に適用する必要がある。すなわち、競技会全体を通して合意されたひとつの上げ方に従ってバーを上げなければならないことが含まれる。

男女混合競技での世界記録の公認には制限がある - 規則第260条1 (5000m以上のトラックレース) と第261条 (女性の道路競走) を参照。規則第261条注意 (ii) は、男性と女性の両方が参加する状況において、女性の唯一の競走としてどのように認められるか (女性単独での記録の樹立) についての指針を提供する。 [規則132.2および132.3も参照]

第148条 (TR 10) 測量と計測

[国内] 1. 本連盟では「公認陸上競技場および長距離競走路ならびに競歩路規程」等に基づき検定を実施し、公認競技会を開催し得る十分な精度のある適切な施設であることを認定する。

2. 本連盟が主催、共催する競技会では、トラックおよびフィールド競技の計測は、鋼鉄製の巻尺、高度計、または科学計測装置で計らなければならない。その他の競技会ではファイバークラス製の巻き尺を使用してもよい。計測、計量器具は検査済のものをいなくてはならない。

[注意] 記録の公認については第260条17(a)を参照。

3. 特殊機器については、本連盟の承認を得たものでなければならない。
4. 施設用器具に関する測定単位は、原則としてつぎのように表示する。

例 m止まりの場合	88 m
m以上で端数のある場合	2 m 135
m未満の場合	10 mm

[国際] 1. マークの正確性、および第140条および第149条2の設備の配置状況は、有資格計測員によって、計測の詳細と関連する組織・団体 あるいは設備の所有者ないし運営

者に対して提出された適切な検査済証とともにチェックされなければならない。

この計測者は本目的のために、競技場の設計図や図面、最新の計測証明書などすべての情報にアクセスできるものとする。

2. 第1条1(a)(b)(c)(f)における競技会のトラックおよびフィールド競技の計測は、正しく目盛りが設定された鋼鉄製巻尺または高度計または科学計測装置で行われる。これらの計測機器は国際基準に従って製造され、正しく調整されたものでなければならない。

競技会で使用される計測装置の精密度は、国の測定機関によって承認された適切な組織によって認証されていること。第1条 1(a)(b)(c)(f)以外の競技会では、ファイバークラス製巻尺を使用してもよい。

第149条 (TR 11) 記録の有効性

1. 競技者の記録は、本連盟規則に基づいて準備された競技会で、かつ本連盟が認めた用器具を競技者が使った時でなければ有効としない。
2. 通常、競技場内で実施される種目の記録が、一般的な陸上競技場以外（例えば街角の広場、他のスポーツ施設、砂浜等）で達成された場合は下記すべての条件を満たしていれば、すべての目的（世界記録を含む記録）において認められる。

〔国際〕 競技場内に一時的に作られた施設を含む。

- (a) 第1条から第3条に規定されている統括団体（加盟団体）が認可している種目であること。
- (b) その競技に公認審判員が委嘱され、審判員によって運営されていること。
- (c) 必要に応じて規則に合致した用器具が用いられていること。
- (d) 〔国内〕 その競技施設は本連盟の諸規則に合致し、公認競技会が開催しうる十分な精度のある適切な施設であることを本連盟に認定されていること。

〔国際〕 その競技は競技規則に合致し、競技会当日に第148条に基

づく計測が行われた競技場所や施設であること。

〔国際－注意〕 競技場所・施設が規則に合致していることを示す報告書の現行の標準書式は、WA事務局より入手可能で、WAのウェブサイトからダウンロードすることができる。

規則第149条2に記載された競技会が1日以上にわたって開催される場合、最初の種目実施日までに検定を実施する必要がある。いずれの場合でも、検定員が検定対象の施設に変更の動きがないことを確認できる場合、検定は最初の種目実施日の2日前までに完了することができる。

3. 予選ラウンドで達成された記録、走高跳と棒高跳の1位決定戦の記録、第125条7、第146条4(b)、第163条2、第180条20の規定により、審判長が再試技(再レース)と判断した競技(レース)の全部または一部の記録、第230条7(c)により失格とならなかった競技者の記録、混成競技で競技者が全種目で競技したか否かに関係なく個別種目で達成した記録は、競技規則に従って行われていれば、通常、統計、最高記録、ランキングや参加標準記録といった目的では有効なものとして扱われる。

WAは、競技者が混成競技で参加標準記録を達成したかどうかを決定する目的のみを例外として決定した。風速が測定される種目において以下の条件の少なくとも1つが満たされなければならないことを除き、個々の種目で、条件が満たされていないなければならない。

- (a) 個々の種目における風速は、毎秒+4mを超えてはならない。
- (b) 平均風速(個々の種目ごとに測定された風速の合計を種目数で割ったもの)は、毎秒+2mを超えてはならない。

第150条 (TR 12) ビデオ記録

〔国際〕 第1条1(a)(b)(c)の下で実施される競技会および、できるならばその他の競技会においても、すべての種目において、技術代表が納得する形で、公式のビデオ撮影を行うものとする。ビデオ記録は指名されていればビデオ審判長の職務を十分にサポートするものとして、その他の場合でも競技内容の正確

性と規則違反が立証できるものが望ましい。

ビデオ記録に関する情報はWAのウェブサイトから入手可能なThe Video Recording and Video Referee Guidelinesにより提供される。

ビデオ審判長の競技会での任命は、十分なビデオ収集および再生システムが利用可能な競技会では、多くの場面の実際の監視に大きな影響がある。

ビデオ審判長は、一般的に、トラック種目（例えば、スタート、曲走路の内側レーンへの入り込み、妨害や侵害、レーンからの早期離脱、リレーの引き継ぎなど）に関して積極的に行動することができる。フィールド種目の一部または全部について同様の役割を果たすのに十分な数のカメラと機器があれば、ビデオ審判長は、トラック同様の役割を担うことができるが、通常は、フィールドの現場にいる審判長からの特定の案件についての画像確認要請に対応する。

トラック種目の場合、ビデオ審判長は、ビデオルームにある1つまたは複数のスクリーンでレースを監察し、自分の所見に基づいて、または競技エリアにいる審判長や監察員主任からの照会に基づいて、利用可能な再生された画像を見て、特定の事案を解決する。その結果、規則違反が明らかでない場合は、適切な決定を下したうえで、その決定内容をトラック審判長と写真判定員主任に報告しなければならない。同様に、監察員またはトラック審判長が規則違反の可能性を報告している場合は、ビデオ審判長によって確認され、適切な助言と決定がなされる。

さらに、公式ビデオ映像は、これまでと同様に、抗議や上訴を扱うためにも使用される。

近年では、主催者が独自のシステムを手配するのではなく、経験豊富な会社が、競技会向けに構築された既存サービスを提供することが一般的になりつつある。ただしどちらの選択肢を使ってもよい。

第151条 (TR 13) 得点

点数制によって順位を決定する競技会においての採点方法は、競技開始までに参加チームの合意を得なければならない。ただし、適用される規則で規定がある場合はその限りではない。